

2024年9月17日

各 位

会 社 名 インフォコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒 田 淳
(コード番号 4348 東証プライム)
問合せ先 広報・IR室長 今 福 浩
(電話 03-6866-3160)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2024年8月22日に公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」(以下「2024年8月22日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2024年9月17日から2024年10月15日までの間、整理銘柄に指定された後、2024年10月16日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2024年8月22日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合比率

当社株式について、6,352,000株を1株に併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数

54,933,612株

(4) 効力発生前における発行済株式総数

54,933,620株

(注) 当社は、2024年8月22日開催の取締役会において、2024年10月17日付で自己株式2,666,380株(2024年7月31日時点で当社が所有する全ての自己株式数(2,624,580株)に、当社が今後自己株式として無償取得を行う予定の譲渡制限付株式報酬として当社の取締役(社外取締役を除きます。)及び執行役員に付与された当社の譲渡制限付株式数(41,800株)を加えた株式数)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数
8株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数
32株

(7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、ビー・エックス・ジェイ・シー・ツー・ホールディング株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及び帝人株式会社（以下「帝人」といいます。）以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第1項の規定により、合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び帝人のみとすることを目的とする取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2024年10月16日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いことに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2024年10月17日の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者による、当社株式等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である6,060円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

ビー・エックス・ジェイ・シー・ツー・ホールディング株式会社（公開買付者）

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、公開買付者の親会社であるビー・エックス・ジェイ・シー・ワン・ホールディング株式会社からの資金の提供（以下「本親会社出資」といいます。）を受けることにより賄うことを予定しているとのことであり、当社は、公開買付者が2024年6月19日に提出した本公開買付けに係る公開買付届出書（公開買付者が2024年6月25日、同年7月2日及び同年7月17日に提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）及び同書の添付書類である本親会社出資に係る出資証明書を確認することにより公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満

の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、公開買付者による1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2024年10月下旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることに付いて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は当該裁判所の許可を得て、2024年11月上旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により、当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行ったうえで、2024年12月中旬から2025年1月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

なお、当該変更の内容の詳細は、2024年8月22日付当社プレスリリースに記載のとおりです。また、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2024年10月18日に効力が発生する予定です。

- (1) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は32株となります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）第1項の発行可能株式総数を変更するとともに、当社株式の上場廃止に伴い不要となる同条第2項を削除するものです。
- (2) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）、第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。
- (3) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者及び帝人のみとなり、その後、帝人が所有する当社株式の全てを当社が取得することによって当社の株主は公開買付者のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として定款第11条（基準日）及び定款第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2024年9月17日(火)
② 整理銘柄指定日	2024年9月17日(火)(予定)
③ 当社株式の最終売買日	2024年10月15日(火)(予定)
④ 当社株式の上場廃止日	2024年10月16日(水)(予定)
⑤ 本株式併合の効力発生日	2024年10月18日(金)(予定)

以上